

第1章 ドーハ開発アジェンダ 及び定期閣僚会議の動向

(1) 交渉の立ち上げから第9回定期閣僚会議までの動向

2001年11月にカタル・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言された。ドーハ開発アジェンダは、WTOの前身であるGATT（ガット）時代から数えると通算9回目のラウンドであり、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、ルールのほか、1996年の第1回シンガポールWTO閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の4つの新しい交渉分野の総称。その後、2004年7月の枠組み合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた）、知的所有権（TRIPS）、貿易と環境や貿易と開発といった当時の時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な内容とされた。2002年の実質的交渉開始当初より存在した先進国と開発途上国の対立は、定期閣僚会議をはじめ様々な機会を捉えた政治的コミットメントや交渉前進に向けた様々な取り組みにもかかわらず解消が困難であり、2008年にドーハ開発アジェンダを巡る交渉は事実上膠着した。（2001年の交渉の立ち上げから第9回閣僚会議までの経緯の詳細については、2017年版を参照。また、第10回閣僚会議については、2024年版を参照。）

以下では、2017年12月に行われた第11回定期閣僚会議(MC11)以降の議論について詳述する。

(2) 第11回定期閣僚会議

第11回閣僚会議は2017年12月、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された。全体会合では世耕経済産業大臣が政府代表演説を行い、(1)世界で自由貿易、多角的貿易体制の経済社会への貢献が問われている中、自由貿易を推進し、WTOを中核とする多角的貿易体制への信認を高めるべき、(2)WTOが直面する3つの大きな課題として、包括的成長の実現、デジタル革命への対応、市場歪曲的措置への対応が必要、(3)デジタル革命への対応として、WTOにおいても新たな場を立ち上げ、電子商取引に関してルール形成が必要か否かにつき議論を加速することが必要と主張した。

成果文書については、閣僚会議の最終日まで参加閣僚による交渉が行われたが、閣僚宣言はまとまらず、議長声明の発出にとどまった。先進国、途上国等立場が異なる多くの国の全会一致による合意の難しさが閣僚会議の場においても示された形となった。そうした中でも、各加盟国からはWTOに関与し続ける姿勢は示され、全加盟国での目立った成果は出せなかったものの、電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画、TRIPSの非違反申立てに係るモラトリアムの延長を決定した。また、電子商取引、中小企業（MSMEs）、投資円滑化、サービス国内規制といった今日の課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。特に、電子商取引については我が国の主導により、豪州、シンガポールと共に、WTOにおける電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの意思を共有する国を集めた有志国閣僚会合を開催し、米国やEUをはじめ先進国から途上国まで全70カ国・地域が参加する共同声明の発出に至った。今回の共同声明においては、①電子商取引の貿易関連側面に関する将来的なWTO交渉に向けて試験的な作業を始めること②初回会合は2018年の第一四半期に開催することを盛り込み、今後の議論の具体的な方向性を示すことができたといえる。このように、全加盟国での合意形成の難しさが改めて明らかになる一方、電子商取引など分野毎に有志国で交渉を主導していく新たなアプローチの方向性が示され、第11回WTO閣僚会議は閉幕した。なお、本閣僚会議のマージンで、日本の呼びかけにより、世耕経済産業大臣、マルムストローム欧州委員（貿易担当）及

ブライトハイザー米国通商代表により日米 EU 三極貿易大臣会合が開催された。グローバルな競争条件平準化の確保のため、第三国による市場歪曲的措置の排除に向けた、三極間協力の拡大に合意する共同声明を発出した。直近では、2020年1月に第7回会合が行われ、産業補助金ルールについて新たな禁止補助金の追加等の具体的な内容等に合意するとともに、強制技術移転の規律強化について今後の議論の方向性に合意する共同声明を発出した。

(3) 第11回定期閣僚会議後の議論

2019年はG20の日本議長年であり、6月のG20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合においては、貿易摩擦の問題に取り組む必要性をG20全体で確認したほか、通報制度改革や産業補助金ルールの強化、電子商取引の有志国によるルール作りなどWTO改革の具体的な内容についてG20として初めて位置付けるとともに、WTOの紛争解決制度についての行動の必要性にも合意した。さらに、その後のG20大阪サミットにおいて、貿易・デジタル経済大臣会合の閣僚声明を首脳としても歓迎し、MC12に向けて必要なWTO改革に取り組んでいくことに合意した。

また、デジタル経済の分野では、2019年1月に開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、安倍総理大臣は、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を提唱した。直後にダボスで開催されたWTO電子商取引有志国閣僚級会合においては、交渉開始の意思を確認する旨の閣僚声明を採択した。そして、6月のG20大阪サミットの機会に「デジタル経済に関する首脳特別イベント」が開催された。このイベントには、トランプ米大統領、ユンカー欧州委員会委員長、習近平中国国家主席など27か国の首脳が出席し、WTO電子商取引有志国イニシアティブに参加する78か国・地域とともに、「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出。WTOにおける有志国の電子商取引交渉について、MC12までに実質的な進捗を得ることを目指すことに合意した。2020年12月には、これまでの成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、共同議長報告を公表（以後の交渉経過を含め、WTO電子商取引交渉の詳細については第2部 補論デジタル貿易を参照）。

MC11の際に発出された有志国の共同声明のうち、電子商取引以外の取組も進展を見せている。例えば、投資円滑化は、2019年11月に上海で開催された中国主催WTO非公式閣僚会合の機会に、共同閣僚声明が発出され、MC12での具体的な成果を目指して作業を進めていく旨が確認された。2020年9月に本交渉入りし、非公式統合テキストに基づいた議論を行っている。

また、前回閣僚会合から2年を迎え、2019年末が期限となっていた電子的送信に係る関税不賦課モラトリアム、及びTRIPSの非違反申し立てに係るモラトリアムについては、12月の一般理事会において、MC12までの延長が決定した。

2020年春以降の新型コロナウイルスの感染拡大は、WTOにも少なくない影響を与え、同年6月に予定されていたMC12は延期となり、各種委員会もオンライン開催や、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッドでの開催を余儀なくされた。

新型コロナウイルス感染症に関する危機に対するWTOにおける取組としては、2020年5月に日本を含む42の加盟国で「新型コロナウイルスと多角的貿易体制に関する閣僚声明」を発出。緊急に取られる貿易措置は的を絞り、目的に照らし相応で、透明かつ一時的なものでなければならず、またWTOルールに整合的であるべきであることを強調し、上級委員会問題の永続的な解決を含むWTO改革に引き続き取り組むことを表明した。同6月のオタワグループ閣僚級会合では、現在及び将来の危機に備え、医療関連製品の貿易円滑化に向けた検討を進めることに合意した。同11月のオタワグループ閣僚級会合では、必要不可欠な医療関連物資を確保するために各国が取るべき行動として、輸出規制の規律強化、新型コロナウイルス感染症関連の必需品の関税削減・撤廃への努力（関税撤廃・削減の範囲や実施方法は各国が自由に決定）、貿易円滑化に関する基準分野でのベストプラクティスの共有、コロナ危機に対処するための貿易関連措置の透明性向上等を盛り込んだ「貿易と健康イニシアティブ」を取りまとめ、翌12月の一般理事会に提出、閣僚宣言案としての採択を目指している。

他に、気候変動・環境への関心の高まりを受けて、2020年11月には、EUやカナダ等が中心となり、日本を含む50カ国で、MC12に向けて環境問題に関する様々な論点を議論していく「貿易と環境の持続性に関する提案」が提出され、MC12に向けて、今後ステークホルダーを交えつつ議論を進めていく。

(4) 第12回定期閣僚会議

第12回閣僚会議は、当初、2021年11月の開催を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症拡大等により二度の開催延期を余儀なくされ、約4年半ぶりとなる2022年6月にスイス・ジュネーブで開催された。会合ではパンデミックへの対応、食料安全保障の確保、WTO改革の議論の推進といった内容を柱とする閣僚宣言が全加盟国の支持のもと採択された。

会合の中で、参加国はロシアのウクライナ侵略や新型コロナの拡大によって分断された国際社会の中で、WTOが果たすべき役割や将来の危機への対応等について議論を深めるとともに、経済環境の変化に対応した国際ルール作りを行うことができる、唯一の国際機関であることを確認した。

また、ロシアによるウクライナへの侵略の影響で脅かされている食料安全保障の確保にむけて、緊急的貿易制限措置も可能な限り貿易歪曲性が低くなるよう抑制することや、世界食糧計画（WFP）向けの調達に関して輸出規制を禁止することに合意した。

WTO改革への取組に関連して、利用可能な機会を活用し、WTOが直面している課題に対処するとともに、WTOが適切に機能することを確実にするために必要なWTO改革に向けて努力することに合意した。

紛争解決制度について、上級委員会に関するものも含め課題及び懸念を認め、これらの課題及び懸念に対処することの重要性及び緊急性を認識し、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うことに合意した。

電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムについては、第13回閣僚会議までのモラトリアムの延長（ただし、第13回閣僚会議の開催日が2024年3月31日よりも後になる場合には閣僚又は一般理事会が延長の決定を行わない限り同日限りで失効）と、電子商取引作業計画の下で、開発側面を含めて作業を再活性化し、モラトリアムに関する議論を加速させること等で合意した。

TRIPS協定については、新型コロナのパンデミックに対処するために必要な範囲で、新型コロナワクチンの製造及び供給に必要な特許に関し、既存の強制実施権にかかる手続きを明確化・簡素化することに合意した。

漁業補助金交渉については、過剰漁獲や違法・無報告・無規制漁業につながる漁業補助金のあり方等、ルール形成に向けた議論がなされ、第一段階としてのテキストの文言の合意に至った。今後の会合で引き続き議論がなされる予定。

また日本は、EU主催のウクライナとの連帯会合や、英国主催のウクライナ支援に向けた貿易面での取組に関する会合等、有志国間での会合にも参加し、ウクライナへの連帯を表明するとともに、ロシアの侵略を厳しく非難する立場を明確にした。

(5) 第12回定期閣僚会議後の議論

2023年はG7の日本議長年であり、4月に第1回貿易大臣会合をオンラインで、10月に第2回会合を大阪府で開催した。第2回会合では、第1回会合の成果及び5月のG7広島サミットの成果も踏まえ、また2024年2月の第13回WTO閣僚会議（MC13）を見据えつつ、G7が結束して、①自由で公正な貿易秩序の維持・強化と、②経済安全保障の両立に取り組む重要性を確認した。具体的には、①WTO改革、②非市場的な措置・慣行（不透明な産業補助金、国有企業による市場歪曲的な慣行、強制技術移転等）への対応、③経済的威圧やサプライチェーン強靱化に関する協調等への合意を含む貿易大臣声明を取りまとめた。

また、G20においても、議長国インドの下、同年8月にG20貿易・投資大臣会合が開催され、（1）成長・繁栄のための多角的貿易、（2）包摂的かつ強靱な貿易、（3）ペーパーレス貿易促進等による貿易・物流円滑化のアジェンダに沿って参加国の間で活発な議論が行われた。

WTOにおいては、秋以降、MC13に向けた調整が本格化した。例えば、同年10月には、7月の一般理事会で示されたMC13に向けたロードマップに沿って、高級実務者級会合が開催され、加盟国の関心が特に高い①紛争解決制度改革、②農業、③漁業、④開発、⑤貿易と産業政策、⑥貿易と環境について分科会形式で議論が行われるとともに、オコンジョ・イウェアラWTO事務局長出席の下、全体会合において、MC13に向けた全体論や電子商取引の関税不賦課モラトリアム、TRIPs ウェイバー、WTO改革等について議論が行われた。

さらに、11月にはMC13の閣僚声明案の骨子が一般理事会の議長により共有され、閣僚声明案の調整プロセスが開始された。2024年1月以降は閣僚声明案のドラフティングが本格化した。紛争解決制度改革や農業といった主要論点のうち議論が収斂しなかった項目は、事務レベルでは議論が収束せず、閣僚が集まるMC13まで議論が持ち越されることとなった。

(6) 第13回定期閣僚会議

UAE議長によりアブダビで開催されたMC13では、紛争解決制度改革、審議機能強化、電子商取引、開発、漁業補助金、農業等に焦点を当てて議論が行われ、成果として、閣僚宣言と個別の閣僚決定を採択する形となった。多くの国にとって最も大きな関心事項のひとつである紛争解決制度改革については、これまでの進捗を土台として議論を加速させ、MC12で合意した2024年までの目標の達成に向け、上訴レビューやアクセシビリティ等の未決着の論点に取り組むことが合意された。また、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては、第14回WTO定期閣僚会議(MC14)又は2026年3月31日のいずれか早い日まで延長することが決定された。また、WTOにおける途上国の声の拡大に伴い、途上国の経済発展や開発に着目した決定もなされ、例えば、後発開発途上国(LDC)から卒業した国に対しては、一定の移行支援を実施することが確認されたほか、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)及び貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)の効果的な実施を支援するため、LDCを含む途上加盟国に対する技術支援、訓練及び能力構築の重要な役割等について確認するという閣僚宣言が採択された。

一方で、日本を含めて多くの国が追求していた論点の中には、一部のメンバーの反対により合意できなかったものもあり、例えば、審議機能の強化の一環として目指していた新たな審議課題に関する議論の場の立ち上げや、漁業補助金協定の追加規律への合意は実現されなかった。また、MC11で発出された共同声明に基づいて交渉が進められた共同声明イニシアティブ(JSI)について、サービス国内規制に関しては、MC13において、新たな規律をGATSの約束表に組み込むためのWTO認証手続きが完了し、EU27か国を含む52か国・地域の確認手続きが完了した。投資円滑化に関しては、2023年7月に「開発のための投資円滑化に関する協定」のテキスト交渉が妥結し、MC13において、交渉妥結の宣言と協定条文を公表する旨の閣僚宣言を発出した。さらに、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書4に同協定を組み込むよう要請したが、WTO加盟国によるコンセンサスは得られなかった。

(7) 第13回定期閣僚会議後の議論

MC13後には、2024年5月に行われたOECD閣僚理事会及びAPEC貿易担当大臣会合、同年7月のG7貿易大臣会合、同年10月のG20貿易・投資大臣会合などにおいて、MC13の成果が改めて確認されたほか、WTO改革をさらに進めていく旨の合意が繰り返しなされている。

MC13で審議の場の立ち上げが実現されなかった「貿易と産業政策」については、2024年9月以降、ジュネーブにおいて非公式な形で議論が実施されている。2024年9月にはカナダが補助金協定の歴史についてのセッションを開催し、同年10月にはコスタリカ、ベトナム、南アフリカが経済発展の歴史や産業政策の役割について、同年11月には英国とタイが産業政策と国際貿易について、それぞれセッションを共催するなど、各国が持ち回りでセッションを実施しており、各セッションとも多くのメンバーの参加を得ている。2025年2月には、日本も、EUおよびケニアと共催する形で、「産業補助金の透明性」についてのセッションを実施し、2025年10月には、ブラジルと共催する形で「産業政策とローカルコンテンツ措置」についてのセッションを実施した。

2024年内の実現が目指されていた紛争解決制度改革については、年内での改革実現は果たされなかったが、上訴/レビューやアクセシビリティ等の論点について多くの議論が重ねられた。2025年以降の議論の進め方については、一般理事会議長が各加盟国と個別にコンサルテーションを行い検討していくこととなった。

また、2024年9月以降、電子商取引作業計画に関する特別会合が開催され、主に開発の側面に関する議論が行われている。

さらに、共同声明イニシアティブ(JSI)について、投資円滑化に関しては、「開発のための投資円滑化に関す

る協定」のマラケシュ協定の附属書4への組込みは、引き続きコンセンサスを得られておらず、一般理事会でも議論が行われている。電子商取引協定（第2部 補論デジタル貿易を参照）とともに、交渉成果の早期実現に向けて引き続き議論が行われている。

(8) 第14回定期閣僚会議

第14回閣僚会議(MC14)は、2026年3月にカメルーン・ヤウンデで開催された。会議では、WTO改革、投資円滑化、電子商取引、貿易と開発等をテーマに、それぞれ議論が実施された。会議の成果として、①小規模経済、②衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）及び貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）、③漁業補助金について、それぞれ閣僚決定を採択した。

WTO改革について、2025年5月、オコンジョ＝イウエアラ WTO 事務局長は、MC14に向けたロードマップの中でWTO改革に向けた意欲を示し、また、同年5月の一般理事会において、ピーター・オルベルグ駐ジュネーブ国際機関ノルウェー政府代表部特命全権大使がWTO改革ファシリテーターに任命され、WTO改革に向けた集中的な議論が開始された。議論の結果、改革のスコープは、「意思決定」、「開発及び特別かつ異なる待遇

（S&DT）」、「公平な競争条件（LPF）」の3分野に収斂し、MC14において、各分野における具体的な作業計画を含む閣僚宣言の採択が目指された。これを受けて、MC14では、WTOの根本的事項（最恵国待遇（MFN）の在り方等）、意思決定、開発及び特別かつ異なる待遇（S&DT）、公平な競争条件（LPF）をテーマにブレイクアウトセッションが開かれ、閣僚間で活発な議論が行われたが、閣僚宣言の発出には至らず、5月の一般理事会での決定を目指すことで合意した。

また、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについても、一部の国との間で合意がまとまらず、5月の一般理事会での決定を目指すことで合意した。少なくともそれまでの間、全加盟国によるモラトリアムは失効することとなった。

さらに、共同声明イニシアティブ（JSI）の中で、投資円滑化に関しては、「開発のための投資円滑化に関する協定」のマラケシュ協定の附属書4への組込みはコンセンサスを得られず、今後も引き続き議論が行われることとなった。

一方で、日本・豪州・シンガポールが共同議長を務めるWTO電子商取引交渉について、MC14のサイドイベントにおいて、日本を含む66のWTO加盟国・地域は、「電子商取引に関する協定のための暫定的な措置」を採択した。今後、これらの国は、同協定の受諾に必要な国内手続きを進め、同協定を実施することを目指す。

